

令和6年度

オーバーツーリズム抑制による観光推進事業
今後の取組みについて

令和6年12月2日

一般社団法人 Virtue Design (バーチュデザイン)

助言・提言いただきたい議題

第3回協議会 議題

①今後の取組みについて（事務局案）

②追加事項について

恩納村が目指すゴール

恩納村が目指すゴール（再掲）

- 恩納村が掲げる「世界一サンゴと人にやさしい村」を体現するため
人にも環境にやさしい持続可能で高付加価値な海洋観光を実現するための仕組みを構築すること

持続可能で高付加価値な海洋観光

安心・安全・快適

環境にやさしい

高品質・高付加価値

持続可能な観光の実現に向けた土台整備

本事業で方針を定める

真栄田岬の様々な課題

生活環境への悪影響

施設や港の適正利用

環境負荷の軽減

利用者のマナー向上

水難事故の撲滅

価値向上（稼ぐ）

課題解決策（方向性）について

これまでに示された諸問題を解決するための方向性について

問題の種別ごとに課題解決の方向性を整理

目標(達成したいこと)

周辺環境への影響に関する問題

【生活環境への負荷軽減】

交通渋滞、違法駐車、ゴミ処理、騒音対策、危険運転等の是正を図るため、一般利用者、事業者等に対する利用マナー向上に向けた啓発活動

①交通渋滞の抑制

②違法駐車 of 抑制

③利用者のマナー向上

④自然環境の保全

施設利用の在り方に関する問題

【活性化施設の適正利用】

駐車場をはじめとした施設の適正利用を促進するため、**条令の厳格化**（見直し等も含め）を図る。

真栄田岬周辺活性化施設の駐車場混雑緩和を図ると同時に、目的外利用の是正によって、現地集合・現地解散を抑制し、待機渋滞等の緩和を図る。

⑤水難事故撲滅

⑦顧客満足 of 向上

⑧価格競争是正
(健全な市場の形成)
(観光の質の向上)

⑨モラル向上
(施設の適正利用)

【漁港施設の適正利用】

漁港施設の観光利用による混乱（違法駐車や施設の無断使用など）が生じることを無いよう関係者間の調整を図るとともに、利用者への周知を図る。

また、各船主との調整を図り、ボート利用の適正化について新たな仕組みを構築する。

⑩法規制による統制強化

⑪誰もが参加できる仕組みの構築

これまでに示された諸問題を解決するための方向性について

問題の種別ごとに課題解決の方向性を整理

目標(達成したいこと)

自然環境への悪影響の問題

【海域利用のルール策定】

法規制による統制(※ガバナンス)を強化し、自然環境の保全と観光利用の両立を図るとともに、保全区域を設定し立入や利用に関する**事前申請と承認**(許認可制度)の仕組みを構築。

Greenfins認定を承認要件とすることで、サンゴや生態系への影響を抑制する。

【環境許容量(※キャリングキャパシティ)の設定】

適正利用の数値目標を定め、環境許容量(※キャリングキャパシティ)を設定し、周辺生活環境や自然環境への影響を軽減するとともに、利用者の満足度を向上し、経済的付加価値の創出と環境保全のバランスを図る。

安全対策に関する問題

【適正利用に向けた利用ルールと承認条件の設定】

海域利用における適正条件(ガイド一人当たりの上限人数など)を定める。

(水上安全条例との整合性を念頭に検討)

保全区域への立入や利用に関する**事前申請と承認**(許認可制度)の仕組みを定めることで、承認要件を満たさない利用者(事業者等)の利用を制限する仕組みを構築する。

①交通渋滞の抑制

②違法駐車 of 抑制

③利用者のマナー向上

④自然環境の保全

⑤水難事故撲滅

⑦顧客満足 of 向上

⑧価格競争是正
(健全な市場の形成)
(観光の質の向上)

⑨モラル向上
(施設の適正利用)

⑩法規制による統制強化

⑪誰もが参加できる仕組みの構築

これまでに示された諸問題を解決するための方向性について

問題の種別ごとに課題解決の方向性を整理

目標(達成したいこと)

観光の質に関する問題

【環境にも人にも社会にもやさしい観光の実現】

統制（ガバナンス）の強化によって価格競争からの脱却を図り、環境保全や安全対策等に再投資可能な健全経営を促進し、高付加価値な観光の実現を目指す

①交通渋滞の抑制

②違法駐車 of 抑制

③利用者のマナー向上

④自然環境の保全

⑤水難事故撲滅

⑦顧客満足 of 向上

⑧価格競争是正
(健全な市場の形成)
(観光の質の向上)

⑨モラル向上
(施設の適正利用)

⑩法規制による統制強化

⑪誰もが参加できる仕組みの構築

コンプライアンスの問題

【法令遵守・モラルの向上】

法規制による統制（ガバナンス）の強化を図り、保全区域への立入や利用に関する**事前申請と承認**（許認可制度）の仕組みを定め、各種法令や条令（水上安全条例、その他の条令等）コンプライアンスの遵守を必須条件とする。

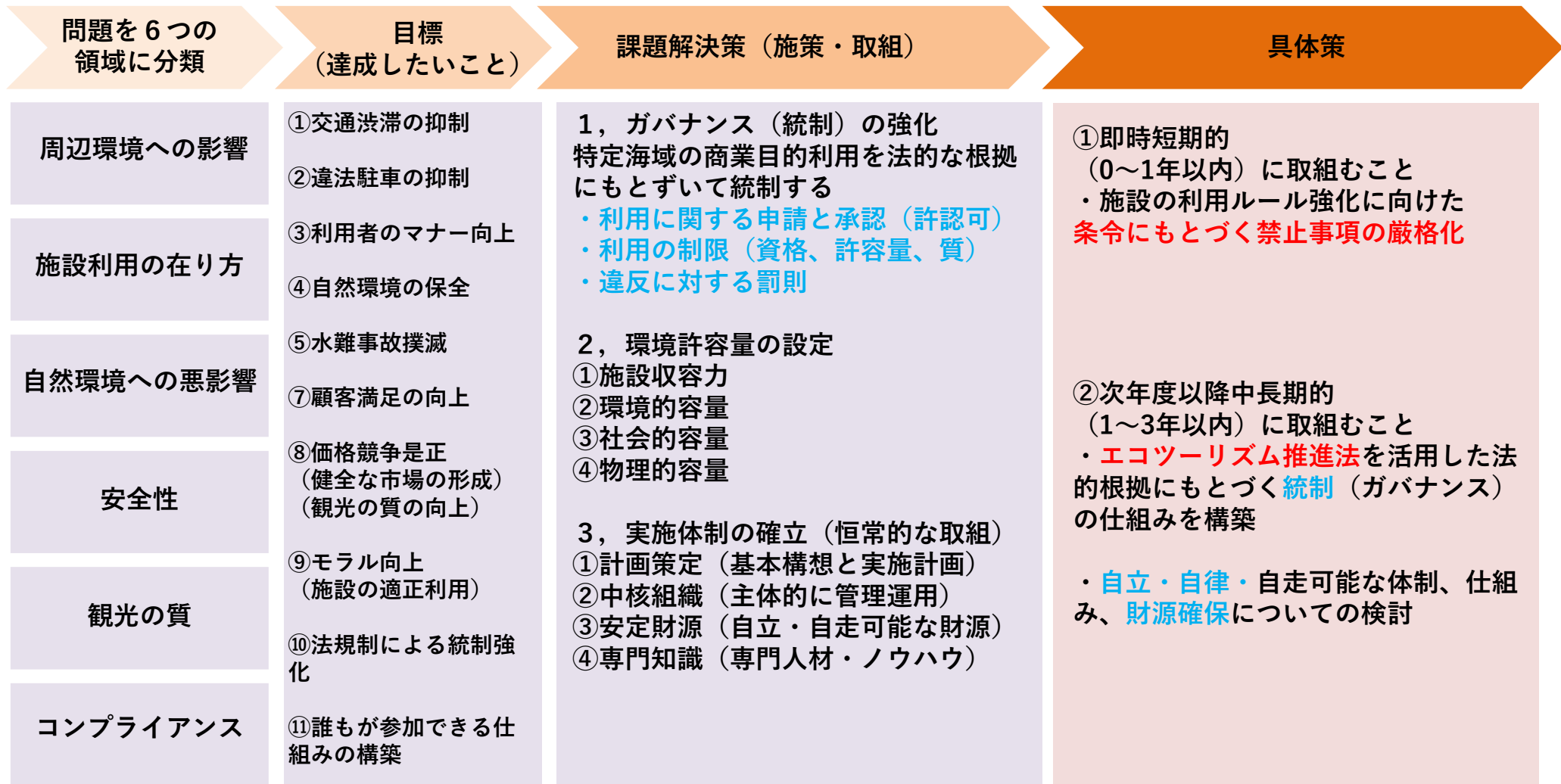
また、法令や条令のみならず、社会的モラルに対する意識啓発を図るための要件や周知活動を行う。

多様な関係者による議論の場を形成

【恒常的な議論、検討の場を形成する】

法規制による統制（ガバナンス）の強化を図り、保全区域への立入や利用に関する**事前申請と承認**（許認可制度）の仕組みを構築するためのルールや細則などを検討するにあたり、多様な関係者が参画できる“場”を形成し、時代背景や状況に合わせて改善を行っていく仕組みを構築する。

課題解決に向けた施策・取組



※修正箇所

- 多様な関係者が参画することができる“場づくり”
- 法的な根拠にもとづく新しい統制の仕組みによって、人と自然 (と社会) にやさしい観光を実現する
- 既存の取組、組織等を活用し、スムーズな運用を目指す
- 自立・自律・自走可能な実施体制を構築する

今後の取組みについて

真栄田岬周辺活性化施設のあり方

○恩納村真栄田岬周辺活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則
第3条 条例第10条第3項に規定する利用許可の基準は、次のとおりとする。

(3) 駐車場施設

ア 一般観光客やダイバーが駐車場を利活用する場合

※事業者による営利目的での利用について定めがない

【現在の状況】

事業者（個人事業主含む）が営利目的で現地集合・現地解散型のダイビング及びシュノーケリング等のガイドサービスの提供を行う際に、駐車場内での「**露店営業行為**」を是正するよう看板及び場内放送等で注意喚起がされている

- ・ 駐車場内での受付・料金收受等→禁止行為はなくなっていない
- ・ 緊急車両専用スペースを占有している事業者も存在する
- ・ 駐車枠内での受付、料金收受、機材レンタル等の商業行為が横行している



対策

- ・ 条令、第3条（3）の見直しまたは営利目的利用に関する細則を定めるなど、利用ルールの厳格化について、協議会（または専門部会）で議論する

エコツアーリズム推進法の活用

エコツーリズム推進法活用に向けた全体の流れ

【実施項目】

0, エコツアー推進に向けた準備

- ①エコツーリズム支援事業の活用（交付金・専門家派遣など）
- ②地域住民や関係者の理解促進と意識啓発

1, 推進体制の構築

- ①エコツアー推進協議会の設置
 - (1) 協議会設置要綱策定
 - (2) 協議会運営方針の策定
 - (3) 協議会委員選定

②エコツアー推進協議会_専門部会の設置

- (1) 専門部会運営方針策定
- (2) 専門部会委員選定

③運営体制確立（事務局の設置）

- (1) 恩納村役場内に事務局機能を構築
- (2) 事務局運営支援、地域コーディネーターの配置

2, 実態把握のための調査

- ①恩納村全域における海域の観光利用実態調査
- ②環境負荷調査
- ③自然観光資源調査

3, 全体構想の策定

- 全体構想の基本構成（必須項目）
- 1.エコツーリズムを推進する地域
 - 2.対象となる自然観光資源
 - 3.エコツーリズムの実施の方法
 - 4.自然観光資源の保護及び育成
 - 5.協議会の参加主体
 - 6.その他エコツーリズムの推進に必要な事項

4, エコツアーの商品化・マーケティング

- ①エコツアー商品の企画・開発
- ②ガイド人材の育成
- ③ツール開発
- ④プロモーション

5, 資源保全（モニタリング）

- ①モニタリング・評価の考え方
- ②モニタリングの実施
- ③評価と反映

6, 持続的な運営体制の確立

- ①上位計画と連動し推進計画の策定
- ②主体的な組織体制の構築
- ③自立・自律・自走可能な独自財源の確保

エコツーリズムの概要

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け、当該自然環境資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

- 環境問題への関心の高まり
- 観光による自然への悪影響（踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等）

推進の枠組み

基本理念

- 自然環境への配慮
- 観光振興への寄与
- 地域振興への寄与
- 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

- 市町村は、事業者、NPO等、土地所有者、関係行政機関による協議会を組織できる。
- 協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
⇔エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護措置を規定。

全体構想の認定・保護措置

- 市町村は、主務大臣*に対し、全体構想の認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。
- 市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。
⇔汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

*主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

エコツーリズム推進法の活用

エコツーリズムを活用するための必須事項

推進協議会の設置

- ・市町村は、エコツーリズム推進協議会（以下、協議会）を設置できる。
- ・協議会は
 - ①全体構想の作成
 - ②エコツーリズム推進に係る連絡調整

市町村は、「特定事業者、地域住民、NPO、専門家、土地の所有者、その他事業者など並びに、行政機関等」からなるエコツーリズム推進協議会を組織することができる。

また、事業者等は、市町村に対し法定協議会の設置を求めることができる。
※但し、全体構想の素案を事前に作成する必要がある。

全体構想の策定（認定）

- ・主務大臣は、
 - ①基本方針に適合する
 - ②全体構想に定める事項が确实かつ効果的に実施されると見込まれるものと認められた場合は、全体構想の認定を行う。

- エコツーリズムを推進する地域
- 主たる自然観光資源の名称及び所在地
- エコツーリズムの実施の方法
- 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
- 協議会に参する者の名称又は氏名及びその役割分担
- その他のエコツーリズムの推進に必要な事項

特定自然観光資源の指定

市町村長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要があるものを**特定自然観光資源**として指定できる。

特定自然観光資源の区域内においては、その汚損、損傷等を行ってはならない。

市町村長は、特定自然観光資源が著しく損なわれるおそれがあると認められたときは、当該区域への立ち入りについて制限をかけることができる。その場合は、市町村長の承認を受けた者以外は区域内に立ち入ることができない。

※罰則規定あり（30万円以下）
（一部抜粋）

エコツーリズム推進法のポイント

エコツーリズム推進に重要な3要素

エコツーリズム全体構想の策定にあたって、最も重要な要素は以下の3つ

ルール

- ・ルールによって保護する対象
- ・ルールの内容及び設定理由
- ・ルールを適用する区域
- ・ルールの適用に当たっての実効性確保の方法

ガイダンス（ガイド）

- ・地域におけるエコツアーの基本的な考え方
- ・主なガイダンス及びプログラムの内容
- ・実施される場所
- ・プログラムの実施主体

モニタリング

- ・モニタリングの対象と方法
- ・モニタリングに当たっての各主体の役割
- ・評価の方法
- ・専門家や研究者などの関与の方法
- ・モニタリング及び評価の結果の反映の方法

3. 利用ルール

- ・一般利用者向けのルール及びマナー、配慮事項として26項目を設定。
- ・下表の内容に関して事業者向けのルール（ガイド1人当たりの客数制限など）を設定。

	陸域	海域
共通ルール （※カッコ内はルールの項目数）	<ul style="list-style-type: none">○動植物や自然への影響の抑制（8）○迷惑行為の防止（4）○ゴミやトイレの処理（2）○安全管理（3）○その他（4）	<ul style="list-style-type: none">○自然環境保全（7）○船長、船の航行（7）○ポイントの利用方法（7）○ポイント付近での航行（4）○アンカーリング（7）○港湾利用（2）○安全管理（1.2）○ルールの遵守（4）
個別ルール	<ul style="list-style-type: none">○ガイド1人あたりや1事業者当たりの案内人数の規定（エリア毎）○自然観光資源として利用可能な範囲○その他	<ul style="list-style-type: none">○ガイド1人当たりの案内人数（アクティビティ毎）○パラス島利用ルール○その他



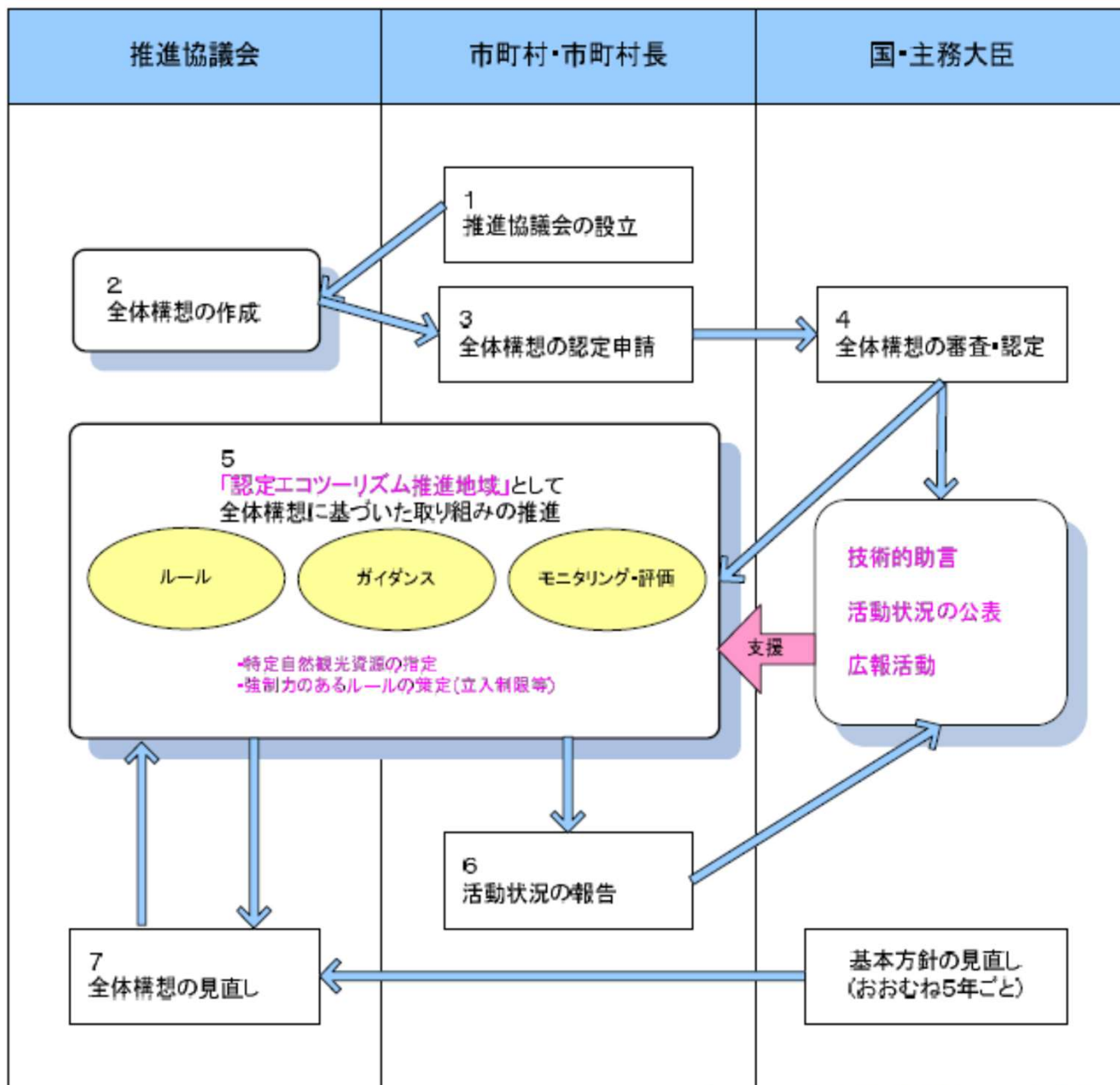
5. モニタリングや推進の

体制

- ・自然観光資源の利用者数や自然環境の状況等についてモニタリング調査を行い、専門家との関与の下で結果の評価を行い、利用ルールの見直しや保全事業等の対策を実施する。
- ・竹富町西表島エコツーリズム推進協議会のもとに、モニタリング評価委員会、ガイド事業者との調整を行うワーキンググループ等設ける。



全体構想認定までの取り組み事項およびその手続き



赤字:エコツーリズム推進法を活用することによるメリット

出典:(環境省)エコツーリズム推進マニュアル

エコツーリズム支援事業の活用

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

——地域の自然や文化等をいかした地域活性化の取組への支援

国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援します。

1 エコツーリズム活性化支援事業（交付金）

地域が取り組む魅力ある

エコツアープログラムづくり等への支援

- エコツーリズムやジオツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- 地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- 国が地域協議会に対しプログラムづくり等に要する経費の1/2を交付
- 1協議会あたりの交付額の上限は1000万円



2 エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業



エコツーリズムの推進に伴う
地域の課題解決への支援

- エコツーリズム等を活用した地域活性化に取り組む地域に対して、有識者をアドバイザーとして派遣
- エコツーリズムの推進にあたっての課題の解決を支援

3 エコツーリズムガイド養成事業

エコツアーの質を決定する大きな要素である
ガイドの育成を実施

- 既存の自然学校等を活用しOJT等による質の高いガイドの養成
- エコツーリズムに関する求人情報の提供による就労支援



エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境への配慮、
観光振興への寄与、地域振興への寄与、環境教育への活用

全体構想が認定されるとできるようになること

地域資源の保護

これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源についても「特定自然観光資源」に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。

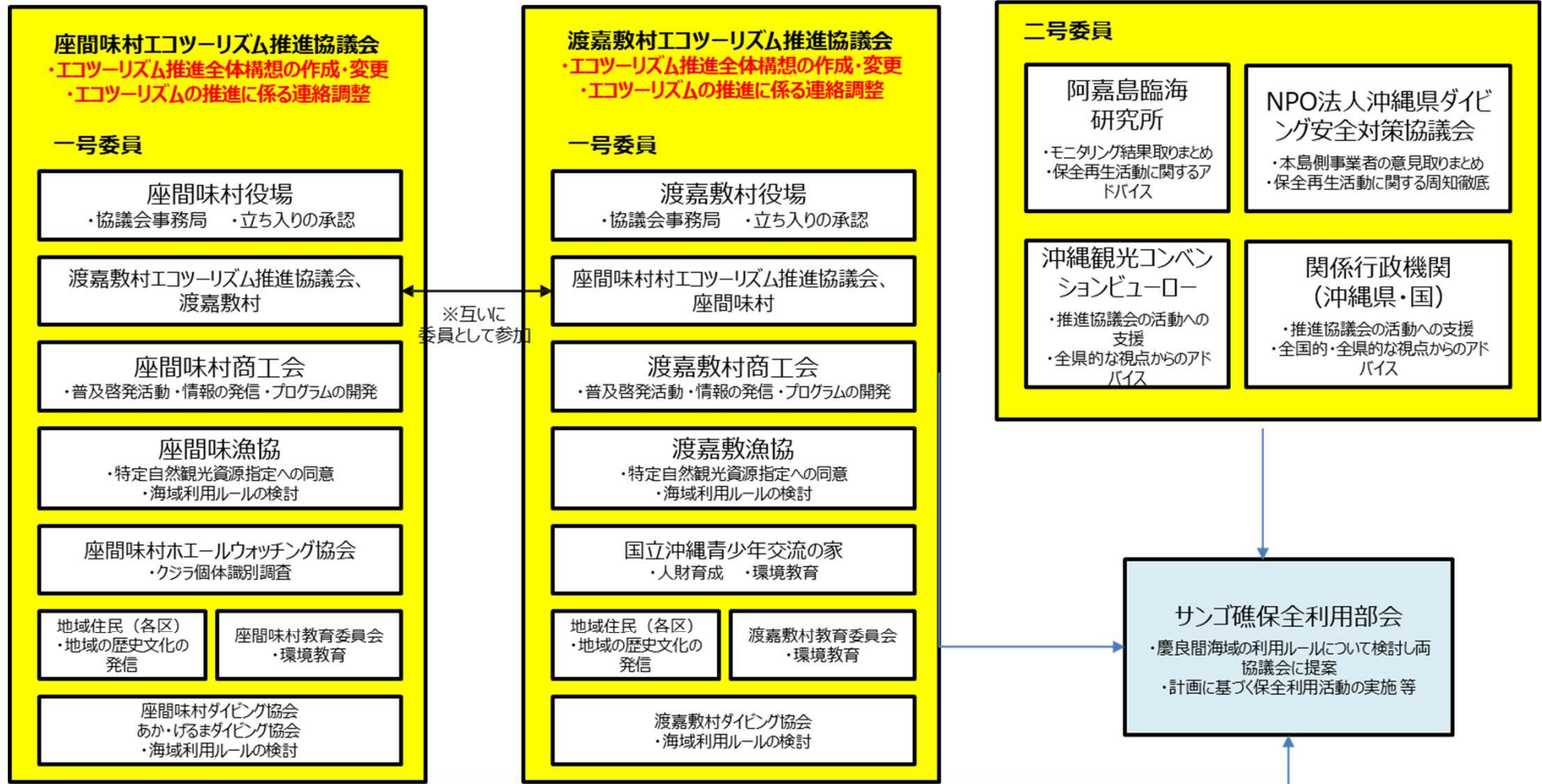
立ち入りの制限

必要に応じて、特定観光資源が所在する区域への立ち入り人数の制限を行うことができます。

広報

国が、認定地域の取組を全国にPRします。

エコツアー推進協議会及び専門部会の設置 慶良間の事例



出典) 慶良間地域エコツーリズム推進全体構想より

多様な関係者の参画による協議会の設立

環境省 那覇事務所

- ・エコツーリズム推進に向けたサポート

沖縄県 観光振興課
自然保護課

- ・沖縄観光全体との整合性、推進支援
- ・国定公園における取組みのサポート

沖縄マリンレジャー
セイフティービューロー

- ・県水上安全条例との情報共有
- ・上記登録ショップへの取組み周知

恩納村観光協会

- ・加盟団体及び一般観光客等への周知
- ・観光マーケティングの推進

恩納村マリンレジャー協会

- ・事業者への周知、意見とりまとめ
 - ・Green Finsの普及・促進
- ※非加盟事業者を含む

沖縄県カヤック・カヌー協会

- ・事業者への周知、意見とりまとめ

恩納村役場
商工観光課
企画課/SDGs推進推進事務局
農林水産課

- ・取組みの統括
- ・事務局運営

関係自治会
真栄田区、山田区
塩屋区、宇加地区

- ・区民意見集約
- ・取組みの周知

恩納村漁業協同組合
観光船関係者

- ・漁港施設の適正利用
- ・漁業関係者との連絡調整、周知

専門家・有識者

- ・専門的知見の提供
- ・取組みに対する助言、提言
- ・先進的な取組み等の情報提供

運営体制の確立 事務局運営支援、地域コーディネーターの配置

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑥

<協議会の事務局のあり方>

全体構想の申請等の運営事務を取り仕切るうえで、エコツーリズム推進協議会の事務局は市町村に設置することが求められる。ただし、エコツーリズムに係る組織が既に存在し、その事務局が市町村以外にある場合は、適切に役割を分担し効率的な運営とすることが望ましい。(基本方針 第2章 1 協議会の組織化 (2) 協議会の体制)

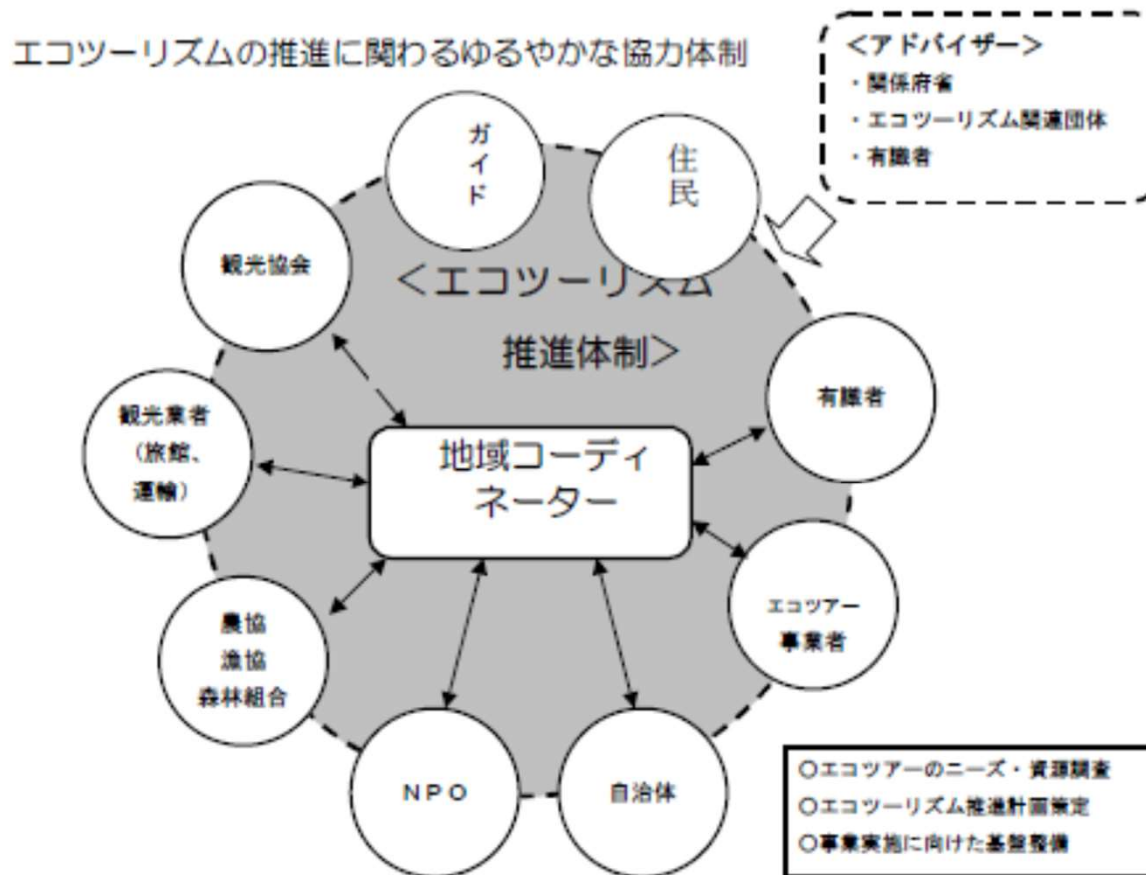
このような組織づくりにおいて大切な役割を果たすのが、関係者をとりまとめる存在である。エコツーリズムへの取り組みの準備段階では、エコツーリズムの目標や方針が地域内で浸透するまで普及に努め、諸機関や関係者間の意向の把握や仲介役を担う重要な役割である。また地域の関係者間で利害関係が生まれたり、衝突したりした場合には意見調整や利害の調整を行うこともある。このような存在は、(一般に)「地域コーディネーター」と呼ぶことができる。地域コーディネーターには、次のような資質が備わっていることが望ましい。

- ・公平さ：多くの機関や人の意見を公平に聞くことができる。
- ・フットワークとネットワーク：地域の集まりにも頻繁に顔を出すなど関係づくりに熱心で、情報収集能力もある。

出典：(環境省)エコツーリズム推進マニュアル

運営体制の確立 事務局運営支援、地域コーディネーターの配置

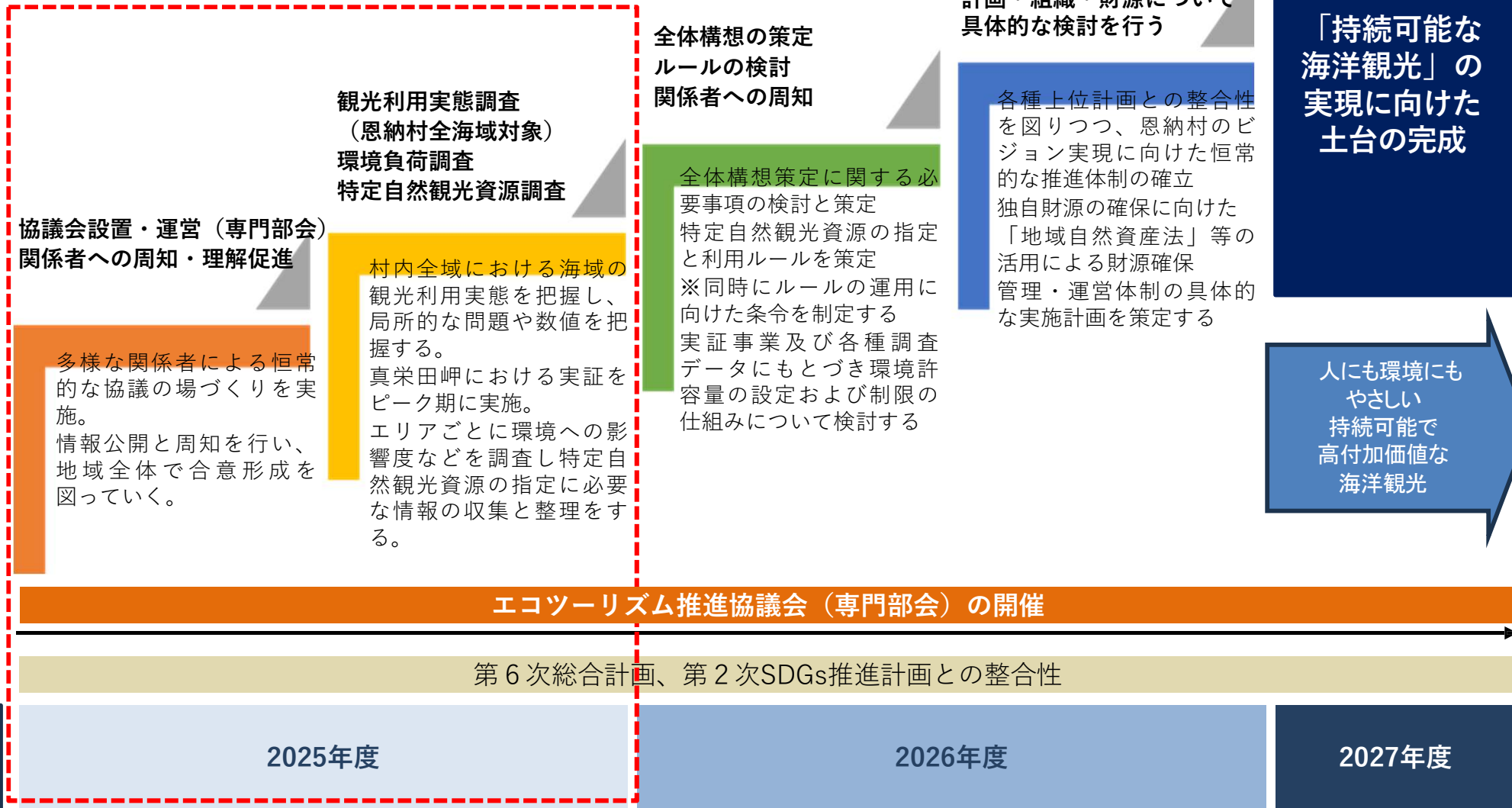
- ・事務能力：諸手続きを行う事務処理能力にたけている
- ・説明能力：エコツーリズムの主旨を理解し、他人に説明ができる
- ・資金調達能力：必要な資金を収集することができる
- ・発想力：新しいアイデアを生み出すことができる



出典：(環境省)エコツーリズム推進マニュアル

次年度以降の推進イメージ

- ・エコツーリズム全体構想の認定完了（環境大臣）
- ・地域自然資産法の認定



現状把握
協議会による
方針決定
取組み準備

2024年度

2025年度

2026年度

2027年度